

提供日 2024/03/19
タイトル 生活保護情報における個人番号の紐付け誤りについて
担当 健康福祉部 福祉長寿局地域福祉課
連絡先 生活保護班
TEL 054-221-3501



1 要旨

生活保護における医療扶助オンライン資格確認の開始に伴い、生活保護システムと統合宛名システムの情報の確認を行ったところ、個人番号の紐付け誤りが判明した。

なお、紐付け誤りはあったが、生活保護情報（※）に個人番号や氏名等の情報は含まれていないため、個人情報の漏えいはなかった。

※支給開始年月日、生活保護の支給額、就労自立給付金・進学準備給付金の支給情報等

2 紐付け誤りの原因及び件数

生活保護システムへの統合宛名番号の入力誤りにより、他のマイナンバー利用者の情報に紐付けされていた。

※統合宛名番号をキーとして、各種の個人情報が紐付けされる。

誤りの原因	件数
生活保護システムへの統合宛名番号の入力誤り (生活保護廃止の方の情報を含む。)	13件
統合宛名システムへの登録時の操作誤り	1件
合計	14件

3 経緯

日時	内容
2月29日(木)～	生活保護システムに登録してあるデータが、統合宛名システムに登録してあるデータと一致するか、基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)により突合
3月1日(金)	調査途上で、生活保護システムに登録してある情報7件について、統合宛名システムに登録してある情報との不一致を確認。午後6時に、全件分の生活保護受給情報の外部(行政機関等及びマイナポータル)への情報連携を一時停止
3月4日(月)～ 3月6日(水)	紐付け誤りがないか全件を調査したところ、14件の不一致を確認。操作誤りを除く13件について、副本登録のデータを削除
3月11日(月) 午後6時	生活保護情報について、外部との情報連携を再開。ただし、操作誤りの1件は、情報連携を停止
3月19日(火)	操作誤りの1件について、副本登録のデータを削除し、情報連携を再開

4 影響

情報連携停止前までの間、行政機関等からの照会履歴や、誤って紐付けされた方からのマイナポータル閲覧はなく、誰も誤った生活保護情報を閲覧していなかった。

5 再発防止策

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」に基づき、複数人での確認や管理職による最終確認を徹底する。